

# 第九次郡山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）の施策展開（案）

資料 2

## ■第八次計画（現行計画）

1 健康づくりの推進	
健康寿命延伸に向けた取組	フレイル予防 健康づくりの情報提供 受動喫煙防止対策の強化・禁煙支援
生活習慣病予防の推進	特定健康診査・特定保健指導等 がん検診等 健康教育・健康相談
歯と口腔の健康づくりの推進	歯周疾患検診 「かかりつけ歯科医」の啓発、「8020運動」の推進 介護予防教室
感染症対策の推進	感染症対策 高齢者インフルエンザ予防接種事業 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業
2 生きがい対策の充実	
社会参加の促進	高齢者健康長寿サポート事業 いきいきデイクラブ事業 老人クラブ活動 市民活動・地域活動の参加促進（協働のまちづくり推進事業） 三世交代事業
生涯学習等の支援	長寿社会対策推進事業（あさかの学園大学） 公民館の定期講座開催事業 生涯学習支援事業 高齢者作品展・スポーツ大会等の開催 ICTの活用
高齢者の就労対策	高齢者就業機会確保事業 介護資格取得費用の一部助成 農業における高齢者の活用
3 生活環境の充実	
安全・安心な環境づくりの推進	ユニバーサルデザインの推進・暮らしやすい環境の整備 防災体制の強化 防犯体制の強化 事故予防の推進 見守り体制の充実 高齢者の交通手段の確保

全国介護保険担当課長会議（R5.7.31）  
基本指針に構成について

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除
- ★郡山市での追加・検討内容

## ■第九次計画策定で検討する項目（案）

既存項目への追記

新たに項目を追加

★医療・介護の連携機能および提供体制等の基盤強化のための環境整備の推進について追記
★孤独・孤立対策、高齢者の居場所づくりの内容を追記
★新たな学び・学びなおし（リカレント・リスキング・）の内容を追記
★「農業における高齢者の活用」は「高齢者就業機会確保事業」に内容を追記するため削除。
★「生活物資の調達手段の確保（買い物支援）」の小項目を追加
★「熱中症予防の啓発・推進」の小項目を追加

1 健康づくりの推進	
健康寿命延伸に向けた取組	フレイル予防 健康づくりの情報提供 受動喫煙防止対策の強化・禁煙支援 <b>高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施</b> (新)
生活習慣病予防の推進	特定健康診査・特定保健指導等 がん検診等 健康教育・健康相談
歯と口腔の健康づくりの推進	歯周疾患検診 「かかりつけ歯科医」の啓発、「8020運動」の推進 介護予防教室 <b>歯科口腔健康診査</b> (新)
感染症対策の推進	感染症対策 高齢者インフルエンザ予防接種事業 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業
2 生きがいづくり・社会参加の推進	
社会参加の促進	高齢者健康長寿サポート事業 いきいきデイクラブ事業 老人クラブ活動 市民活動・地域活動の参加促進（協働のまちづくり推進事業） 三世交代事業
生涯学習等の支援	長寿社会対策推進事業（あさかの学園大学） 公民館の定期講座開催事業 生涯学習支援事業 高齢者作品展・スポーツ大会等の開催 ICTの活用
高齢者の就労対策	<b>高齢者の就業機会の確保</b> 介護資格取得費用の一部助成 <b>農業における高齢者の活用</b>
3 生活環境の充実	
安全・安心な環境づくりの推進	ユニバーサルデザインの推進・暮らしやすい環境の整備 防災体制の強化 防犯体制の強化 <b>消費者被害防止に向けた取り組み</b> (新) 事故予防の推進 見守り体制の充実 高齢者の交通手段の確保 <b>生活物資の調達手段の確保（買い物支援）</b> <b>熱中症予防の啓発・推進</b>

- 介護保険運営協議会及び庁内策定検討会の委員からのご意見・ご提案
- 法、国の基本指針、社会情勢など

素案への主な反映点	
医療・介護の連携強化について項目追加（P. 32）	
口腔ケアの促進について項目追加（P. 34）	
孤独・孤立対策、高齢者の居場所づくりなど社会参加の促進について追記（P. 37） ・参加しやすい活動・事業名、活動内容の工夫	
新たな学び・学びなおしについて追記（P. 38）	
新たな学び・学びなおしについて追記（P. 39） 庁内策定検討会からの意見反映(P. 39) ・高齢者の技能発揮の場と企業の人手不足解消とのマッチング推進	
バリアフリー車両の導入促進について追記（P. 41）	
・高齢者の運転免許返納推進(p. 44)	
交通手段の情報提供について追記（P. 45） ・郊外の交通インフラ整備	
生活物資の調達手段について項目追加（P. 45） ・郊外の買い物支援体制整備	
熱中症予防について項目追加（P. 45）	

■第八次計画（現行計画）

高齢者の住まいの安定的な確保	養護老人ホーム 軽費老人ホームA型、ケアハウス 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進 生活に困窮する高齢者に対する公的賃貸住宅の供給促進
高齢者施設の利用促進	老人福祉センター・高齢者文化休養センター 地域交流センター・市民福祉センター
民間団体との連携推進	社会福祉法人等の公益法人との連携強化 保健衛生地区組織の育成・支援の強化 ボランティア、民間団体等の育成・支援の強化
<b>4 相談・支援体制の充実</b>	
相談支援・情報提供の充実	地域包括支援センターの機能強化 基幹型地域包括支援センターによる支援の充実 多機関との連携による相談体制の強化 災害時等における相談支援体制の確保
日常生活を支援する体制整備の推進	生活支援コーディネーターの配置 協議体活動の推進 他事業との連携
地域ケア会議の充実	地域ケア推進会議、地域ケア圏会議、地域ケア個別会議 円滑に実施するための環境整備 多職種との連携
高齢者の権利擁護	高齢者の虐待防止と虐待対応への取り組み 成年後見制度利用の推進 社会福祉協議会や各種専門職との連携強化 消費者被害防止に向けた取り組み
放射線に関する健康管理の推進	内部被ばく検査事業 自家消費野菜等放射能検査事業

全国介護保険担当課長会議（R5.7.31）  
基本指針に構成について

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除
- ★郡山市での追加・検討内容

●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的な支援の重要性について追記。【市（P49）・県（P86）】
★心のケア、孤独・孤立対策、自殺対策の内容を追記 ○以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等について追記。【市（P58）】 ・居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大及びそれに伴う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与 ・居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用によるセンター業務の体制整備を推進（総合相談支援業務の一部委託、プランチ、サブセンターとしての活用、柔軟な職員配置） ○家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図ることの重要性について追記。【市（P59）】 ○総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直し等について追記。【市（P42）】 ★重層的支援体制の整備（ヤングケアラー対策等）の内容を追記
■項目「高齢者虐待防止対策の推進」を新設。【市（P60）】 ○養護者及び養介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備について記載。【市（P60）・県（P92）】
★高齢者対象の「内部被ばく検査事業」は事業終了につき削除。 ★「自家消費野菜等放射線検査事業」は事業縮小につき削除。

■第九次計画策定で検討する項目（案）

- 既存項目への追記
- 新たに項目を追加

高齢者の住まいの安定的な確保	養護老人ホーム 軽費老人ホームA型、ケアハウス 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進 生活に困窮する高齢者に対する公的賃貸住宅の供給促進
高齢者施設の利用促進	老人福祉センター・高齢者文化休養センター 地域交流センター・市民福祉センター
民間団体との連携推進	社会福祉法人等の公益法人との連携強化 保健衛生地区組織の育成・支援の強化 ボランティア、民間団体等の育成・支援の強化
<b>4 相談・支援体制の充実</b>	
相談支援・情報提供の充実	地域包括支援センターの機能強化 基幹型地域包括支援センターによる支援の充実 多機関との連携による相談体制の強化 災害時等における相談支援体制の確保
日常生活を支援する体制整備の推進	生活支援コーディネーターの配置 協議体活動の推進 介護予防・生活支援サービスの充実 <b>新</b> 他事業関係機関との連携
地域ケア会議の充実	地域ケア推進会議、地域ケア圏会議、地域ケア個別会議 円滑に実施するための環境整備 多職種との連携
高齢者の権利擁護	高齢者の虐待防止と虐待対応への取り組み 成年後見制度利用の推進 社会福祉協議会や各種専門職との連携強化 消費者被害防止に向けた取り組み <b>【再掲】</b>
放射線に関する健康管理の推進	内部被ばく検査事業 自家消費野菜等放射能検査事業

■介護保険運営協議会及び庁内策定検討会の委員からのご意見・ご提案  
■法、国の基本指針、社会情勢など

住まいと生活の一体的支援の重要性について追記【国】（P.46）
施設サービスについて文言修正（P.48）
ボランティア・民間団体育成等の取組について追記（P.50～51）
心のケア、孤独孤立対策などについて追記（P.53） 地域包括支援センターの業務負担軽減や介護予防支援の見直しについて追記【国】（P.53） 居宅介護支援事業所等の活用による地域包括支援センターの体制整備について追記【国】（P.53）
重層的支援体制の整備について追記（P.53）
地域特性に合わせたサービスの充実について項目追加（P.55） 地域包括支援センターとの連携強化について追記（P.55）
郡山市成年後見支援センター、市長申立などについて追記（P.58）
なりすまし詐欺に文言修正（P.59）
国指針により項目追加【国】（P.59） 養護者及び養介護施設従事者による虐待の防止対策について追記【国】（P.59）

■第八次計画（現行計画）

5 介護予防・生活支援の推進	
介護予防の推進	介護リスクの把握
	介護予防の普及・啓発
	介護予防に資する通いの場の普及・啓発
	介護予防ボランティアの育成
	介護予防事業の評価
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス（ホームヘルプサービス）
	通所型サービス（デイサービス）
生活支援の推進	日常生活用品給付事業
	高齢者在宅生活支援事業
	配食サービス活用事業
	訪問理美容サービス事業
	寝具洗濯乾燥サービス事業
	はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業
	介護マーク、ヘルプマーク

全国介護保険担当課長会議（R5.7.31）  
基本指針に構成について

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除
- ★郡山市での追加・検討内容

○新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる旨を記載。【市（P42）】

○高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等についても例示。【市（P44）】

●市町村は、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で取り組むことが重要であること、都道府県はそうした視点で、個別の市町村に対する伴走型支援を含め市町村の支援を行うことが重要であることについて追記。【市（P44）・県（P82）】

○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行うことについて記載。【市（P44）】

○総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行うことについて記載。【市（P42）】

○総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直し等について追記。【市（P42）】（再掲）

○総合事業の実施状況の評価等について、介護保険法第115条の45の2において努力義務とされていることを踏まえ、各市区町村が実施状況の調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討すべき旨を追加。【市（P48）】

○総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、同事業に関係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設けることや、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組の評価の実施を行うことも考えられることを追記。【市（P58）】

★「要援護者ごみ戸別収集事業」の項目を追加

■第九次計画策定で検討する項目（案）

既存項目への追記

新たに項目を追加

5 介護予防・生活支援の推進	
介護予防の推進	介護リスクの把握
	介護予防の普及・啓発
	地域リハビリテーション活動の支援 <b>新</b>
	介護予防に資する通いの場の普及・啓発
	介護予防ボランティアの育成
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス（ホームヘルプサービス）
	通所型サービス（デイサービス）
	多様な主体による多様なサービス <b>新</b>
生活支援の推進	実施状況の評価 効果的な提供体制の構築 <b>新</b>
	日常生活用品給付事業
	高齢者在宅生活支援事業
	配食サービス活用事業
	訪問理美容サービス事業
	寝具洗濯乾燥サービス事業
	はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業
	介護マーク、ヘルプマーク
要援護者ごみ戸別収集事業	

- 介護保険運営協議会及び庁内策定検討会の委員からのご意見・ご提案
- 法、国の基本指針、社会情勢など

地域リハビリテーション支援体制の構築推進について項目追加【国】（P.61）

通いの場への参加率向上について追記【国】（P.62）

中項目「介護予防・生活支援サービス事業」の小項目「効果的な提供体制の構築」へ統合（P.63）

地域資源を活用した地域包括ケアの推進について追記【国】（P.63）

- ・介護予防の普及・啓発による「自助」意識の改革
- ・誰もがともに支えあう「共助」意識の改革

総合事業の効果的な提供について項目追加【国】（P.63）

要援護者ごみ個別収集事業について項目追加（P.65）



■第八次計画（現行計画）

6 認知症施策の推進	
認知症高齢者等支援の推進	認知症ケアバス
	認知症地域支援推進員
	認知症初期集中支援チーム
	認知症カフェ（オレンジカフェ）
	認知症の方本人からの発信支援
	地域支援体制の強化
	若年性認知症の方への対応
	認知症施策に関する関係機関との連携
	医療・介護の手法の普及
	認知症の理解促進
認知症高齢者や家族への在宅生活支援	認知症SOS見守りネットワーク事業
	認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業
	認知症高齢者身元確認QRコード活用事業
7 在宅医療・介護連携の推進	
在宅医療・介護連携の推進	地域の医療・介護の資源の把握
	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
	在宅医療・介護連携に関する相談支援
	地域住民への普及啓発
	医療・介護関係者の情報共有の支援
	医療・介護関係者の研修

全国介護保険担当課長会議（R5.7.31）  
基本指針に構成について

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除
- ★郡山市での追加・検討内容

●認知症基本法が成立（2023.6.14、公布：2023.6.16、施行期日は公布日から1年を超えない範囲で政令で定める）した。今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があることについて追記。【市（P37）・県（P77）】

●（法の施行日が未定で、国の基本計画及び県の推進計画が策定されていないため）認知症施策を定める場合には、認知症施策推進大綱（2019～2025）の基本的な考え方を踏まえるよう努めるとされている。  
★認知症施策推進大綱の内容を踏まえ中・小項目を再編。

○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務化について追記。【市（P62）】

○日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組を推進することについて追記。【市（P62）・県（P95）】

○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について追記。【市（P37）・県（P77）】

○かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記。【市（P46）・県（P85）】

★「人生会議（ACP）の普及」の内容を追記

■第九次計画策定で検討する項目（案）

既存項目への追記

新たに項目を追加

6 認知症施策の推進		
普及啓発・本人発信支援	認知症ケアバス	
	認知症の方本人からの発信支援	
	認知症サポーター養成講座	
	キャラバンメイトの育成・支援	
	予防	介護予防に資する通いの場の普及・啓発【再掲】
	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	認知症地域支援推進員
		認知症初期集中支援チーム
		認知症カフェ（オレンジカフェ）
		地域支援体制の強化
		認知症施策に関する関係機関との連携
医療・介護の手法の普及	認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業	
認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業	認知症高齢者身元確認QRコード活用事業	
認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	若年性認知症の方への支援 ヘルプカード	
7 在宅医療・介護連携の推進		
在宅医療・介護連携の推進	地域の医療・介護の資源の把握	
	在宅医療・介護連携の課題の抽出	
	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	
	在宅医療・介護関係者に関する相談支援	
	地域住民への普及啓発	
	医療・介護関係者の情報共有の支援	
	医療・介護関係者の研修	

- 介護保険運営協議会及び庁内策定検討会の委員からのご意見・ご提案
- 法、国の基本指針、社会情勢など

認知症施策推進大綱を踏まえた施策の推進について追記【国】（P.66）

通いの場の普及・啓発について追記（再掲）（P.68）

ヘルプカードの普及について追記（P.71）

人生会議の取組について追記（P.74）

■第八次計画（現行計画）

8 介護保険サービス提供体制の充実	
介護サービス量の推移	居宅サービスの推移 施設サービスの推移 地域密着型サービスの推移
介護保険サービス量の見込み	2040(令和22)年までのサービス量等の見込み 施設・居住系および在宅サービス量の見込み 地域支援事業量の見込み 介護保険給付費の見込み等
介護保険サービス基盤の整備	居宅サービス 施設サービス 地域密着型サービス 介護保険サービス基盤整備等の確保の方策等
介護給付の適正化	要介護認定の適正化 ケアプランの点検 住宅改修等の点検 縦覧点検・医療情報との突合 介護給付費通知
介護人材の確保、資質向上及び業務の効率化	介護人材の確保 介護人材の資質向上と定着促進 業務の効率化 サービス事業者等との連携

全国介護保険担当課長会議（R5.7.31）  
基本指針に構成について

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除
- ★郡山市での追加・検討内容

○人材の確保や介護現場における生産性の向上の取組も含め、中長期的な視点に立った計画策定が重要である旨を追記。【市（P30）・県（P70）】

○計画の作成に当たって、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況について、把握、分析するとともに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要である旨を追記。【市（P25）】

○在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことについて追記。【市（P40）・県（P80）】

○中期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要であること、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要であることを追記。【市（P25）】

○様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サービスの整備について追記。【市（P39）・県（P79）】

○介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討する重要性や、取組状況の公表することを追記。【市（P45）・県（P83）】

○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて都道府県と議論を行い、計画に反映させることが必要であることを追記。【市（P45）】

★「住宅改修等の点検」は「ケアプランの点検」に内容を追記するため削除。

★「介護給付費通知」は国の方針転換により削除。

■項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」に変更。【市（P54）・県（P88）】

●生産性向上の推進に関する都道府県との連携を図ることが重要である旨を記載。【市（P54）】

○ケアマネジメントの質の向上、人材確保について追記。【市（P55）・県（P89）】

○都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことを記載。【市（P54）・県（P89）】

○ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進について追記。【市（P56）・県（P90）】

■第九次計画策定で検討する項目（案）

既存項目への追記

新たに項目を追加

8 介護保険サービス提供体制の充実	
介護サービス量の推移	居宅サービスの推移 施設サービスの推移 地域密着型サービスの推移
介護保険サービス量の見込み	中長期的なサービス量等の見込み 施設・居住系および在宅サービス量の見込み 地域支援事業量の見込み 介護保険給付費の見込み等
介護保険サービス基盤の整備	居宅サービス 施設サービス 地域密着型サービス 介護保険サービス基盤整備等の確保の方策等
介護給付の適正化	要介護認定の適正化 ケアプランの点検・住宅改修等の点検 住宅改修等の点検 縦覧点検・医療情報との突合 介護給付費通知
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等	介護人材の確保 介護人材の資質向上と定着促進 業務の効率化及び質の向上 サービス事業者等との連携

- 介護保険運営協議会及び庁内策定検討会の委員からのご意見・ご提案
- 法、国の基本指針、社会情勢など

サービス推移について文言修正（P.76～78）
サービスの見込み量の考え方について追記、文言修正【国】（P.79～93）
サービス基盤の計画的な整備について追記、文言修正【国】（P.94～99）
介護給付の効率化・適正化について追記、文言修正【国】（P.99～101）
県との連携について追記【国】（P.102～103） 介護人材の確保、生産性の向上等について追記【国】（P.102～103） 働きやすい環境づくりについて追記【国】（P.103） ・学生の職場見学や実習機会の確保 ・学生の介護就労促進への工夫 ・人材募集方法の工夫・検討 ・研修による介護人材の資質向上

■第八次計画（現行計画）

介護保険サービスの円滑な提供	要介護認定体制の強化・充実
	介護・介護予防サービスに関する情報提供
	相談及び苦情処理体制の確立
	低所得者の負担軽減対策
共生型サービスの推進	共生型サービスの基盤の整備 共生型サービスの円滑な提供
介護現場における災害及び感染症に対する備え	災害に対する備え
	感染症に対する備え
	業務継続計画（BCP）の策定等について

全国介護保険担当課長会議（R5.7.31）  
基本指針に構成について

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除
- ★郡山市での追加・検討内容

○文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を踏まえた取組について記載。【市（P56）・県（P91）】

●標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続きにかかる負担が軽減される旨を追記。【市（P56）・県（P91）】

○介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである旨を記載。【市（P56）・県（P91）】

●介護情報基盤の整備について追記。【市（P56）】

○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントを推進するための都道府県、市町村の役割等について記載。  
【市（P57）・県（P93）】  
小項目を追加

○地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点からの共生型サービスの活用の重要性について追記。【市（P55）・県（P89）】

○業務継続計画（BCP）策定の義務化、策定支援について追記。【市（P65）・県（P98）】

★「業務継続計画（BCP）の策定等について」は「災害に対する備え」「感染症に対する備え」に内容をそれぞれ追記するため削除。

■第九次計画策定で検討する項目（案）

既存項目への追記

新たに項目を追加

介護保険サービスの円滑な提供	要介護認定体制の強化・充実
	介護・介護予防サービスに関する情報提供
	相談及び苦情処理体制の確立
	介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
共生型サービスの推進	共生型サービスの基盤の整備 共生型サービスの円滑な提供
	介護現場における災害及び感染症に対する備え
災害に対する備え	災害に対する備え
	感染症に対する備え
	業務継続計画（BCP）の策定等について

■介護保険運営協議会及び庁内策定検討会の委員からのご意見・ご提案  
■法、国の基本指針、社会情勢など

認定審査会の簡素化・効率化について追記【国】（P.104）
安全性の確保、リスクマネジメント推進について項目追加【国】（P.105）
共生型サービスについて追記【国】（P.106）
災害及び感染症に対する備えについて文言修正（P.108）